

# ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金交付要綱

制 定 平成 23 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日 温調第 715 号（本部長決裁）

## （目的）

**第 1 条** この要綱は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向け、一人ひとりの脱温暖化行動から脱炭素社会への移行を推進するため、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）協働パートナーが主催する地球温暖化や環境問題に関する普及啓発の効果が高いと認められた講座の開催経費補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

## （総則）

**第 2 条** 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下、「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （用語の定義）

**第 3 条** この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

## （補助事業者の範囲）

**第 4 条** 補助事業者として申請できる者は、ヨコハマ・エコ・スクール事業実施要綱に基づき、「YES 協働パートナー」として承認された者とする。

## （補助対象経費及び補助額）

**第 5 条** 市長は、ヨコハマ・エコ・スクール事業実施要綱に基づき、YES 協働パートナーが主催する講座に要する経費のうち、次の条件をすべて満たす講座の講師謝金相当額、会場使用料相当額及び印刷費相当額（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助事業者に対し補助金を交付する。

- (1) ヨコハマ・エコ・スクール事業実施要綱に基づく「YES 講座」として登録された講座であること。
  - (2) 地球温暖化や環境問題に関する知識と、実践的な脱温暖化行動に関する知識を講座の中で提供すること。
  - (3) 市民が誰でも参加でき、15 名以上が参加する見込みがあること。
  - (4) これまで比較的地球温暖化問題に関心のなかった市民の参加も期待できること。
  - (5) 第 6 条の条件を満たす講師の講座であること。
  - (6) 営利を目的としない講座であること。
- 2 補助金の額は、1 回あたり上限 15,000 円とする。補助対象経費が 15,000 円を下回る場合は、その額とする。
- 3 消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

## （講座の講師及び実施の条件）

**第 6 条** 講座の講師は、原則として、地球温暖化問題や省エネルギーを中心とした講座の実施経験を有し、次の条件をすべて満たす個人又は団体等とする。

- (1) 地球温暖化、環境問題に関して豊富な知識又は経験を有すること。
  - (2) 地球温暖化対策、エネルギー、省エネ行動、環境問題、そのほか、地球温暖化に資する緩和・適応策に関する実践的な講座であること。
  - (3) 特定の団体・製品の宣伝又は批判を行わないものであること。
  - (4) 特定の宗教・思想の宣伝や勧誘又は批判を行わないものであること。
- 2 補助事業者は、第 8 条により交付決定を受けた講座を実施するときは、参加者に脱温暖化行動に関するアンケートを実施することとする。また、必要に応じて、市長が求める資料の配布に協力するものとする。

### (交付申請)

**第7条** 補助事業者は、第5条に定める講座を実施しようとするときは、講座実施日の30日前までに、この要綱に基づく補助金交付申請を行うものとする。ただし、年度内の申請は、1月31日受付分までとする。

2 補助事業者は、交付申請を行う場合、次に掲げる書類を添付して、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者の規約、会則その他これらに類するもの
- (2) YES講座登録票の写し
- (3) 講座の収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号及び第4号に規定するものとする。

### (交付及び不交付の決定)

**第8条** 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、補助金交付決定額及び交付に関する条件を付して補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、理由を付して補助事業者へ通知するものとする。

### (中止の届出)

**第9条** 補助事業者は、講座の開催を中止しようとするときは、速やかにヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催中止届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

### (変更の申請及び承認)

**第10条** 補助事業者は、第8条第1項による交付決定通知書を受けた後、交付申請書の内容を変更するときは、遅滞なくヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金交付変更申請書（第4号様式）（以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、変更申請書により補助金交付決定額を増額することはできない。

2 市長は、前項の変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金交付変更承認通知書（第5号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

### (実績報告書の提出)

**第11条** 補助事業者は、講座開催日の翌日から起算して30日以内に、次の書類を添付して、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催実績報告書（第7号様式）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、3月開催の講座については、3月末までに提出しなければならない。

- (1) 講座の収支決算書
- (2) 補助金に関する補助事業者の支出を証する領収書等。なお、補助事業者が委託により講師の選定や会場確保、印刷等を実施した場合は、可能な限り、委託先と委託内容を明らかにした書類
- (3) 講座の実施結果及び参加者アンケート結果
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 実績報告書に領収書等を添付できない場合は、補助金受領後、速やかに提出するものとする。
- 3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により、市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号に掲げるものとする。

#### (補助金交付額の確定及び補助金の支払)

- 第 12 条** 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金交付額を確定し、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金交付額確定通知書（第 8 号様式）により、当該補助事業者に対し、補助金確定額を付して補助金を交付する旨を通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた補助事業者は請求書を市長に提出しなければならない。市長は、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

#### (補助金交付決定及び交付額の確定の取消し並びに補助金の返還)

- 第 13 条** 市長は、次の各号の何れかに該当する場合は、第 8 条第 1 項の規定による補助金交付決定又は第 12 条の補助金交付額の確定を取り消すことができる。
- (1) 補助金交付決定を受けた者が、本要綱に違反した場合
  - (2) 補助金交付額の確定を受けた者が、本要綱に違反した場合
  - (3) 補助金交付額の確定を受けた者が、補助金を対象以外の目的に使用した場合
- 2 市長は、前項の取消をした場合において、当該取消に係る部分に交付された補助金の返還を請求することができる。

#### (関係書類の保存期間)

- 第 14 条** 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は 5 年とする。

#### (その他)

- 第 15 条** この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、温暖化対策統括本部長が別に定めるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(申請先)  
横浜市長

(申請者) 〒 -

住 所

フリガナ

団体名

代表者名

電話番号

ファックス番号

緊急連絡先

E-mail

---

### ヨコハマ・エコ・スクール (YES) 脱温暖化行動講座開催 補助金交付申請書

ヨコハマ・エコ・スクール (YES) 脱温暖化行動講座開催補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 YES講座名	
2 開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
3 講師 (所属、氏名、 プロフィール)	
4 参加予定人数 (スタッフを除く)	
5 入場料徴収の有無・額	有料 (大人 円 小人 円) ・ 無料
6 主催及び その他の 共催・後援・協賛団体	
7 補助金交付申請額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">             _____ , _____ 円           </div> <p>金額の頭に「¥」を付けてください。 注) 本申請書提出後、開催経費の増加があっても補助金額の増加はできません。</p>

- (添付書類) 1 申請団体の規約、会則その他これらに類するもの  
2 YES講座登録票の写し  
3 講座の収支予算書  
4 その他市長が必要と認める書類

様

横浜市長

ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催  
補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、ヨコハマ・エコ・スクール(YES)脱温暖化行動講座開催補助金につきましては、次のとおり交付を決定しましたので、補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、通知します。

1 講座名	
2 補助金交付決定額	
3 補助金交付条件	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) ヨコハマ・エコ・スクール(YES)脱温暖化行動講座開催補助金交付要綱を遵守してください。</li><li>(2) 講師謝金相当額、会場使用料相当額及び印刷費相当額、またはこれらの合計額が補助金の対象です。</li><li>(3) 申請した講座内容に変更が生じた場合及び補助金交付決定額に変更が生じた場合は、速やかに市長に変更申請書（第4号様式）を提出してください。</li><li>(4) 申請した講座内容の開催を中止しようとするときは、速やかに市長に中止届（第6号様式）を市長に提出してください。</li><li>(5) 講座参加者に、脱温暖化行動に関するアンケートを実施し、市の事業や他のYES講座の資料配布に協力してください。</li><li>(6) 補助金額は、実績報告書（第7号様式）の審査により確定します。なお、参加人数が15人未満の時は、交付されません。</li><li>(7) 剰余が生じたとき及び不正な手続き等で補助金の交付を受けた時は、補助金の返還を求める場合があります。</li><li>(8) 必要な場合は、調査を行うことがあります。</li></ul>

様

横浜市長

ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催  
補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、ヨコハマ・エコ・スクール(YES)脱温暖化行動講座開催補助金につきましては、次のとおり不交付と決定しましたので、補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、通知します。

理 由 等	
-------	--

(第4号様式)

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

(被決定者) 〒 -

住 所

フリガナ

団体名

代表者名

電話番号

ファックス番号

緊急連絡先

E-mail

## ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催 補助金交付変更申請書

ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金対象講座について、補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり変更申請書を提出します。

1 交付決定番号

2 変更内容

	変更前	変更後																				
(1) 補助金交付決定額	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 円 (金額の頭に「¥」を付けてください。)											<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 円 (金額の頭に「¥」を付けてください。)										
(2) 変更内容																						



様

横浜市長

ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催  
補助金交付変更承認通知書

年 月 日付で申請のありましたヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金交付変更申請書につきましては、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり承認しましたので通知します。

1 交付決定番号	
2 対象講座名	
3 補助金交付条件	・ 補助金交付要綱を遵守すること。

(第6号様式)

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

(被決定者) 〒 \_\_\_\_\_

住 所

フリガナ

団体名

代表者名

電話番号

ファックス番号

緊急連絡先

E-mail \_\_\_\_\_

## ヨコハマ・エコ・スクール (YES) 脱温暖化行動講座開催 中止届

ヨコハマ・エコ・スクール (YES) 脱温暖化行動講座開催補助金対象講座について、補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり計画中止を届出ます。

1 交付決定番号	
2 中止理由 (具体的に記述してください。)	※別添も可



様

横浜市長

ヨコハマ・エコ・スクール（YES）脱温暖化行動講座開催  
補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のありました実績報告書の審査の結果、  
次のとおり補助金交付額を確定しましたので、ヨコハマ・エコ・ス  
クール（YES）脱温暖化行動講座開催補助金交付要綱第12条の規  
定に基づき通知します。

1 交付決定番号	
2 補助金確定額	